

令和6年4月26日

蓄電池設備の保安監督を行う電気主任技術者各位

経済産業省産業保安グループ
電 力 安 全 課

発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について

令和6年3月に、鹿児島県内の発電出力1000kWのメガソーラー発電所において、蓄電池設備が設置された建屋が全焼する火災事故が発生しました。当該事故の出火原因については、現在、調査が進められています。

一般に、蓄電池は過剰な電流が生じた場合等には温度が上昇し、発火につながる可能性があります。

そのため、蓄電池設備の設置者や電気主任技術者等の設備管理に携わる皆様におかれましては、蓄電池設備メーカーの協力を得て、設備の日常点検等の定期点検の際に、必要な点検を遺漏なく実施するとともに、点検を踏まえて更なる安全確認や部品交換等の必要が生じた場合には、確実に対応するなど、発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保に十分留意し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、設備点検においては、例えば、結露や錆、異音や異臭の有無、充電部の埃等の蓄積、漏電や短絡、過充電や過放電、異常な温度上昇、蓄電池の容量低下の発生、温度上昇等を感知する保護装置の動作等を確認することが考えられます。また、蓄電池設備メーカーからは、設備の設置、点検方法に加えて、部品の推奨交換時期が示されている場合があります。こうした情報を参照しながら、適切な管理をお願いいたします。

総務省消防庁からも、蓄電池設備の保安に関連する情報が提供されています。最新の情報を参照しながら、保安の確保と関係法令の遵守に取り組んでいただきますようお願いいたします。